

資 料

(国際課税関係)

目 次

<u>1. 移転価格税制</u>	1
○ 移転価格税制の流れ	2
○ 事前確認制度 ―予測可能性の確保―	3
 <u>2. 外国子会社合算税制</u>	 4
○ 外国子会社合算税制における合算対象子会社の範囲	5

1 移転価格税制

我が国企業と海外の関連企業との間の取引において、その取引価格を通常の価格とは異なる額（移転価格）に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となる。

⇒ 移転価格税制は、このような海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、移転価格に代えて通常の取引価格（いわゆる「独立企業間価格」）を用いて所得を計算し課税する制度（諸外国でも同様の制度を導入）。

- 現行法における独立企業間価格の算定方法としては、OECD租税委員会が策定している移転価格ガイドラインに規定され国際的に認められた方法と平仄を合わせ、5つの方法（①独立価格比準法（CUP法）、②再販売価格基準法（RP法）、③原価基準法（CP法）、④利益分割法（PS法）、⑤取引単位営業利益法（TNMM））が規定されている。

企業活動における移転価格課税については、予測可能性の確保など納税者のリスク軽減等の観点から、事前確認制度（APA）の活用環境整備等の努力をさらに進めるべきであり、また、現実に独立企業間価格の確定までに一定の期間を要していることについてどう考えるのか検討が必要。

移転価格税制の流れ

I 移転価格課税

- ① 法人と国外関連者との間で取引
- ② 国税当局による移転価格課税
(相手国当局の場合もある。)
- ③ 法人又は国外関連者が国税当局又は相手国当局に対応的調整に関する相互協議の申立
- ④ 国税当局と相手国当局との間で租税条約上の対応的調整のための相互協議
- ⑤ 合意した場合
相手国又は当方における対応的調整
合意に至らなかった場合
双方で課税

II 事前確認

- ① 法人より国税当局に対して事前確認
手続(独立企業間価格の算定方法等)
の申出
 - ② 国税当局と相手国当局との間で租税
条約上の相互協議
 - ③ 合意した場合には法人に対し事前確
認の通知を行う
- ★事前確認の効果: 確認された内容に適合した申告を行っている場合には、確認取引は独立企業間価格で行われたものとして取扱う

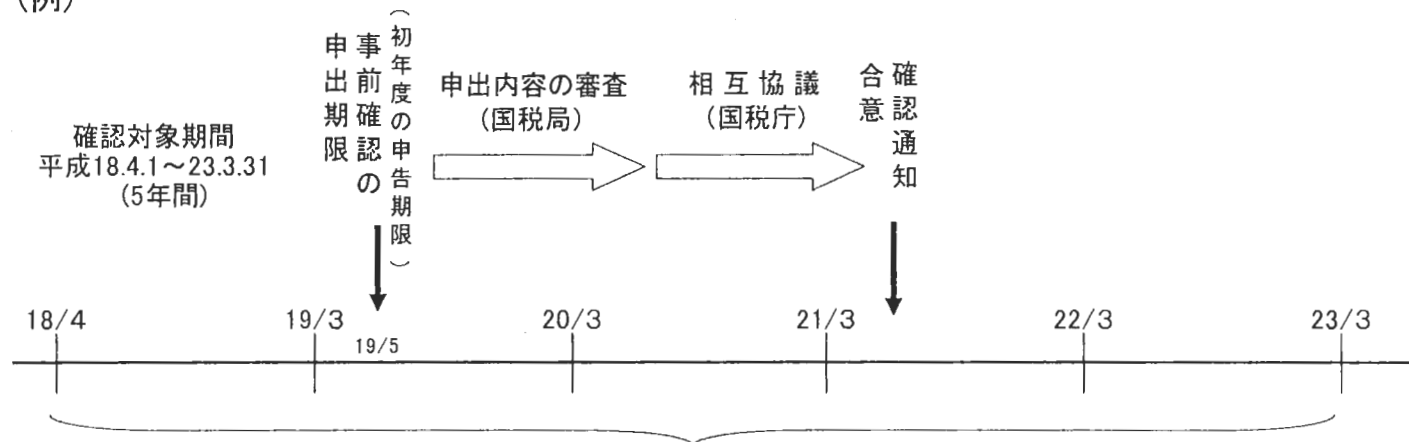
事前確認制度 —予測可能性の確保—

事前確認とは、国外の関連企業との取引価格の算定方法について、国税当局に事前に確認を求めることができる制度。（昭和62年に我が国が世界に先駆け導入した施策）

（件）

	平13	平14	平15	平16	平17
申出件数	25	49	65	51	76
処理件数	18	28	28	34	32
繰越件数	85	106	143	160	204

（例）



確認された内容に適合した申告を行っている場合には確認取引は独立企業間価格で行われたものとして取扱う。

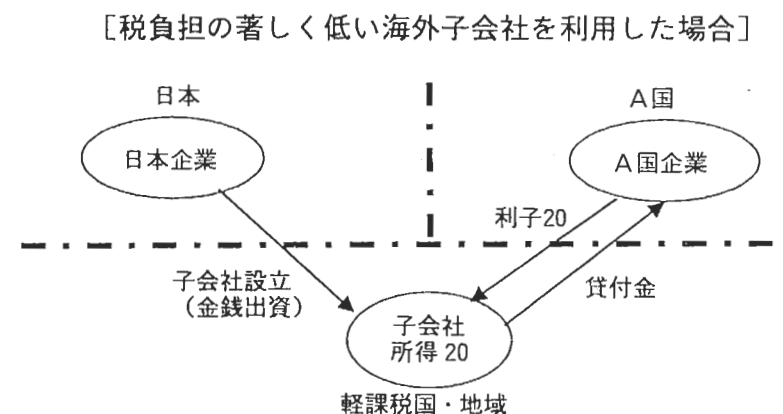
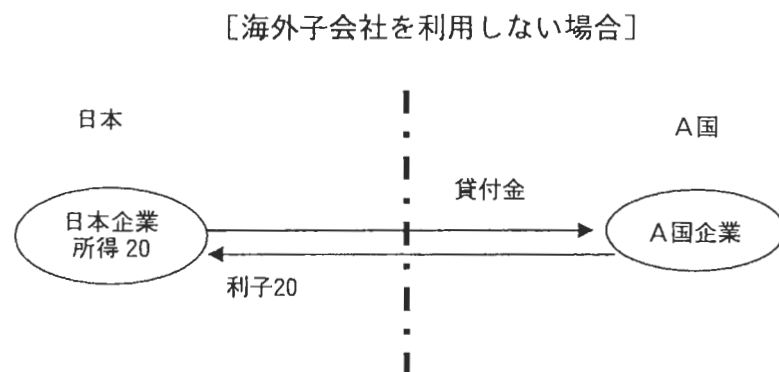
（注） 仮に、確定申告の内容が事前確認の内容に適合せず、当該確認対象取引に係る所得が増加する場合には、修正申告書を提出することとなるが、これについては加算税の対象外。

2 外国子会社合算税制

我が国企業の国外源泉所得について、海外に子会社を設立し、そこに利益を留保することとすれば、我が国での課税を免れる（我が国企業が配当として受け取るまで課税を繰り延べる）ことが可能となる。

⇒ 外国子会社合算税制は、このような海外子会社を利用した租税回避行為に対処するため、税負担の著しく低い海外子会社に留保された所得を、その持分に応じて、我が国親会社の所得に合算して課税することにより課税の繰延を防止する制度。

○ ただし、海外子会社が実体のある事業を行っている等、一定の条件（適用除外基準）を満たす場合は、合算課税は行わない。



グローバルな経済環境の中での企業の活動実態を踏まえ、合算対象子会社の範囲の見直し、帳簿保存義務の明確化等の適正化を随時行っていく必要がある。

外国子会社合算税制における合算対象子会社の範囲

- 外国子会社合算税制は、軽課税国等に所在する外国法人でわが国の法人又は居住者により支配されているとみなされるもの（注1）の留保所得をわが国株主（注2）の所得に合算して課税する制度。

（注1）居住者・内国法人が50%超の株式を保有する外国法人（外国関係会社）

（注2）外国関係会社の株式を5%以上保有しているわが国株主

- ただし、正常な海外投資活動を阻害しないために、下記のような適用除外基準を設けている（適用除外を受けるためには、除外基準に該当することを証明する帳簿書類等の保存が必要）。

適用除外基準：次の4つのすべてを満たした場合には、合算対象とならない。

適用除外基準	① 事業基準 ⇒ 主たる事業が株式の保有等、一定の事業でないこと
	② 実体基準 ⇒ 本店所在地国に主たる事業に必要な事務所等を有すること
	③ 管理支配基準 ⇒ 本店所在地国において主たる事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること
	④ 所在地国基準 ⇒ 主として本店所在地国で事業を行っていること （ただし、卸売業など一定の業種の場合には、非関連者基準を適用） 非関連者基準 ⇒ 主として関連者（50%以上出資会社等）以外の者と取引を行っていること

（注） ④の所在地国基準（又は非関連者基準）を満たさない場合であっても、①から③の事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合には、合算される留保所得から所在地国における直接の人件費の10%相当額が控除される。